

特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか事業計画書

1、事業の種類

- 介護老人福祉施設 (定員 70 名)
- 短期入所生活介護 (定員 10 名)

2、運営方針

- (1) 施設は、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 入所者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものとする。
- (3) 地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、今年度運営目標

- ① 介護老人福祉施設 入所者延べ人員 24, 272 名 (稼働率 95%)
- ② 短期入所生活介護 (予防含む) 利用者延べ人員 3, 467 名 (稼働率 95%)

【重点目標】

(1) 人材確保と人材育成

- ・ 外国人、高齢者、障害者、無資格、未経験者の受入を行う
- ・ 『業務見直し』を行うことで、効率化、無駄の削減、機器の活用をし、誰もが働きやすい職場環境を整える
- ・ 『指導マニュアル』に基づいた対応を行うことで、指導内容の改善や 個人評価、習得状況確認につなげる

(2) 業務継続計画 (BCP) 整備

- ・ 業務継続計画に沿った訓練の実施
- ・ 訓練からみえた課題の解決

【楓町目標】 利用者の情報共有をし、新たな褥瘡を作らない

【桜町目標】 利用者の最新情報をアップデートし共有を図る

【椿町目標】 多職種と介護職員間の情報共有を徹底し、利用者の望む生活を提供する

【藤町目標】 思いやりのある支援、ご家族も安心できる支援を提供する

4、各種会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
リーダー会議	月 1回	施設長	生活 相談員	施設長、副施設長 生活相談員、主任看護職員 ユニットリーダー 管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進行管理確認・介護サービスの運営・維持 ・課題検討・入所検討委員会報告・委員会報告 ・業務改善検討
ユニット会議	月 1回	ユニット リーダー	ユニット リーダー	ユニットリーダー 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー会議等の周知、伝達 ・身体拘束廃止 対策の検討 ・ケース検討 ・職員の知識と 技術向上 ・業務改善検討 ・感染症対策検討
ナース 会議	月 1回	主任 看護職員	主任 看護職員	主任看護職員、看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー会議等の周知、伝達・ケース検討 ・業務改善検討・感染症対策検討
各種 委員会	月 1回	施設長	委員長	施設長、生活相談員 管理栄養士、各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会（感染症対策委員会） ・身体拘束適正化委員会 ・虐待防止（権利擁護） 委員会 ・安全対策委員会 ・ユニットケア委員会 ・給食委員会

5、事業別勉強会内容予定表

月	内 容	月	内 容
4	<u>感染症対策について</u>	10	<u>感染症対策について</u>
5	<u>BCPについて</u>	11	<u>BCPについて</u>
6	<u>権利擁護について</u>	12	<u>権利擁護について</u>
7	<u>リスクマネジメントについて</u>	1	<u>ミニ勉強会</u>
8	<u>ミニ勉強会</u>	2	<u>身体拘束について</u>
9	<u>身体拘束について</u>	3	<u>各町実績報告会</u>

6、年間行事予定

月	年間行事	月	年間行事
4	花見・お茶会・食事会	10	炊き込みご飯会・秋刀魚焼き会
5	散歩・母の日会・ドライブ	11	焼き芋・芋煮会
6	お菓子作り・父の日会	12	忘年会
7	七夕会・収穫祭	1	新年会
8	夏祭り・BBQ	2	節分・カフェ会
9	敬老会	3	ひな祭り(ちらし寿司)会
【その他の行事】誕生会 ・ 自衛消防訓練 ・ BCP 訓練 【大掃除】 年1回 (12月) 【ボランティア】 尚生会ボランティア活動			

(介護予防) 認知症対応型通所介護グリーンハウスひたちなか事業計画書 健康維持通所型グリーンハウスひたちなか事業計画書

1、事業の種類

- (介護予防) 認知症対応型通所介護 (定員 12 名)
- 健康維持通所型サービス (1 回あたり 定員 7 名)

2、運営方針

● (介護予防) 認知症対応型通所介護

- (1) 要介護状態であり、認知症である高齢者（認知症の原因疾患が急性の状態のある者を除く。以下同じ）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
- (2) 要支援状態であり、認知症である高齢者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の日常生活能力の維持又は向上を目指すものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

● 健康維持通所型サービス

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 利用者の状態等を踏まえながら多様なプログラムを組み合わせ、運動維持、認知機能等心身機能の維持、活性化を図る。
- (3) 地域との連携を重視し、ボランティアを活用しつつ行政、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、今年度運営目標

- (介護予防) 認知症対応型通所介護 利用者延べ人員 2,652名
(1日10.5名 稼働率 87%)
- 健康維持通所型サービス 利用者延べ人員 180名
(1日4名 稼働率 66%)

【重点目標】

(1) 人材確保と人材育成

- ・外国人、高齢者、障害者、無資格未経験者の受入を行う
- ・『業務見直し』を行うことで、効率化、無駄の削減、機器の活用をし、誰もが働きやすい職場環境を整える
- ・『指導マニュアル』に基づいた対応を行うことで、指導内容の改善や 個人評価、習得状況確認につなげる

(2) 業務継続計画（BCP）整備

- ・業務継続計画に沿った訓練の実施
- ・訓練からみえた課題の解決

【事業所目標】

選ばれるデイサービスとなるために、認知症対応型デイサービスの強みを活かした手厚い個別対応ができるようにする。そのために“認知症状評価ツール”を活用し、個々の症状に対して個別のプログラムを実施、他通所事業所との差別化につなげる。

4、各種会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
スタッフ会議 安全対策会議	月 1回	施設長	生活 相談員	施設長、管理者 生活相談員 介護職員	・業務改善検討 ・行事検討 ・ケース検討・職員の知識と技術の向上 ・事業進行管理確認 ・事故防止対策検討 ・勉強会
運営 推進会議	年 2回	管理者	生活 相談員	管理者、生活相談員 介護職員、市担当者 地区民生委員 利用者家族代表	・事業内容報告 ・活動状況報告 ・意見聴取 ・連絡事項 ・感染症対策報告
各種 委員会	月 1回	施設長	委員長	施設長、生活相談員 各委員	・安全衛生委員会（感染症対策委員会） ・虐待防止（権利擁護）委員会 ・身体拘束適正化委員会・安全対策委員会 ・業務継続委員会（BCP）

5、事業別勉強会内容予定表

月	内 容	月	内 容
4	感染症対策について	10	感染症対策について
5	BCPについて	11	BCPについて
6	リスクマネジメントについて	12	認知症ケアについて
7	認知症ケアについて	1	権利擁護と身体拘束について
8	権利擁護と身体拘束について	2	医療に関する知識について
9	集団レク・活動について	3	実績報告会

6、年間行事予定

月	年 間 行 事	月	年 間 行 事
4	<u>お花見</u>	10	<u>運動会</u>
5	<u>かしわ餅作り</u>	11	<u>芋煮会</u>
6	<u>バーベキュー大会</u>	12	<u>年越しそば作り</u>
7	<u>流しそうめん</u>	1	<u>新年会</u>
8	<u>夏まつり</u>	2	<u>チョコレートフォンデュ</u>
9	<u>敬老会</u>	3	<u>さくら餅作り</u>
<p>【その他の行事】 自衛消防訓練、調理・おやつ作り、園芸・野菜作り 【大掃除】 年1回（12月） 【ボランティア】 尚生会ボランティア活動</p>			

居宅介護支援事業所グリーンハウスひたちなか事業計画書

1、事業の種類

- 居宅介護支援 (定員 35 名)
- 予防介護支援 (定員 8 名)

2、運営方針

- (1) 被保険者が要介護及び要支援状態、または事業対象者となった場合において、可能な限り居宅にて、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- (2) 利用者の心身状態やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス及び介護予防サービスが、特定の種類または特定の居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、各サービス事業所、地域包括支援センター、介護保険施設、医療機関との連携に努める。
- (5) 各サービス事業者が、要介護者、要支援者及び事業対象者の支援について共通の目標を持ち、個々の役割分担を認識しながら、役割を果たせるよう「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・計画書」を作成、実施する。
- (6) 全職員の事故防止意識の高揚を図り、制限内速度であっても、更に周辺環境に応じた安全運転を心掛ける。毎月車両点検及び整備を実施し、事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止に努める。
- (7) 契約に基づくサービス提供にあたり、利用者や家族に契約内容を理解してもらえるよう、重要事項の説明を経て契約事項や事業内容の特徴などを説明し、内容の理解と同意を得られた際には契約担当職員（説明者）と利用者または家族の署名捺印をもって契約とし、双方で確認できるよう契約書を二部作成し一部ずつ保管する。
- (8) 障がい者や障がい児を含めた利用計画作成のサービス支援ができるよう外部研修や勉強会に参加し、知識や援助技術の向上を図り、適切なサービス提供ができるよう努める。また、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、特定相談支援事業者との連携に努める。

3、今年度運営目標

- ・利用者延べ人数 188 名（居宅介護支援 160 名、予防介護支援 28 名）

【重点目標】

(1) 人材確保と人材育成

- ・外国人、高齢者、障害者、無資格未経験者の受入を行う
- ・『業務見直し』を行うことで、効率化、無駄の削減、機器の活用をし、誰もが働きやすい職場環境を整える
- ・『指導マニュアル』に基づいた対応を行うことで、指導内容の改善や 個人評価、習得状況確認につなげる

(2) 業務継続計画（BCP）整備

- ・業務継続計画に沿った訓練の実施
- ・訓練からみえた課題の解決

【事業所目標】

認知症や単身世帯、医療ニーズが高い中重度の人など、さまざまな状況にある高齢者に対し、質の高いケアサービスや必要なサービスが切れ目なく提供できるよう、サービス担当者会議や地域ケア会議において多職種及び地域包括支援センターとの関係構築を行う。

4、各種会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
居宅事業所会議	週1回	管理者	管理者	施設長、管理者 介護支援専門員	・現状分析と把握 ・症例検討 ・勉強会
各種委員会	月1回	管理者	委員長	管理者、各委員	・感染症対策委員会 ・業務継続委員会（BCP）

5、事業別勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4		10	住宅改修について
5		11	医療連携について
6		12	薬剤について
7		1	精神疾患について
8		2	災害発生訓練（シュミレーション）実施
9	感染者発生訓練（シュミレーション）実施	3	社会資源について

訪問看護ステーショングリーンハウスひたちなか事業計画書

1、事業の種類

- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 医療訪問看護

2、運営方針

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (3) 自らが提供するサービスの質を評価して質の向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の強化を図るとともにさらなる整備に努めるものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、契約時にリスク管理を含め、利用者と事業者双方の立場を明確に説明し、安心と責任の理念のもとサービスの提供に努める。
- (5) 契約の際に契約者又は身元引受人（家族等）に対し、重要事項説明書（事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等）や事故発生時の対応についてマニュアルをもとに懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について同意を得るものとする。また、双方で確認した同意書類については、原本を事業所側で保管し、コピーを身元引受人（家族等）へお渡しする。

3、今年度運営目標

訪問看護（予防・医療含む） 利用者延べ人員 10,962名

【重点目標】

(1) 人材確保と人材育成

- ・外国人、高齢者、障害者、無資格未経験者の受入を行う
- ・『業務見直し』を行うことで、効率化、無駄の削減、機器の活用をし、誰もが働きやすい職場環境を整える
- ・『指導マニュアル』に基づいた対応を行うことで、指導内容の改善や個人評価、習得状況確認につなげる

(2) 業務継続計画（BCP）整備

- ・業務継続計画に沿った訓練の実施
- ・訓練からみえた課題の解決

【事業所目標】

研修・会議への参加、地域におけるネットワークへ参加し、地域の病院・診療所・薬局・介護サービス事業所などの関係機関との連携を強化する。

4、各種会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
スタッフ カンファ レンス	週1回	管理者	管理者	管理者、看護師 理学療法士、 作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進行管理確認 ・新規情報 ・感染症対策委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・情報交換ー（つながる在宅運営）

5、事業別勉強会内容予定表

月	内 容	月	内 容
5	BCP（感染発生時）の対応について	11	高次脳機能障害の評価について
7	BCP（災害発生時）の対応について	1	検査データの見方 薬の作用・副作用
9	嚥下の評価について	3	本年度の総括と次年度事業計画について

ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター事業計画書

1 基本的な運営方針

- (1) ひたちなか市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される支援が不当に特定の事業者等に偏することのないよう、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) 地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。また地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的な取り組みを行う。
- (3) 主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等の専門職種が「縦割り」に業務を行うものではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。また地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

2 勤務体制

職種	常勤・非常勤	勤務時間
主任介護支援専門員（センター長兼務）	常勤	8:30～17:30（休憩 60分）
看護師		
社会福祉士		
プランナー	非常勤	8:30～17:30（休憩 60分）

3 サービスの重点課題と事業計画

重点課題	事業計画内容
1. 総合相談支援事業 高齢者の心身の状況や生活の実態、ニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス等に関する情報提供や関係機関との連絡調整などを行い、ネットワーク構築とともに総合的な支援を行う。	①相談内容の実態把握 多様な相談に対し、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行い、抱える問題やニーズの早期発見、早期対応に努める。また、相談内容を積み重ね、分析し、課題把握に努める。 ②地域住民への普及啓発 相談窓口の周知を図り、センターの利用促進及び住民が必要とする情報提供を行う。 ③地域活動等への参加を通じたアウトリーチ 民生委員をはじめとする地域住民の会合やサロン等の地域活動、地域密着型サービス事業所運営推進会議等の参

<p>2. 権利擁護事業 <u>(虐待の早期発見・防止等)</u> <u>地域住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは生活が困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳ある生活ができるよう、専門的な視点から支援を行う。</u></p> <p>3. 包括的・継続的ケアマネジメント事業<u>(地域のケアマネジャーへの支援等)</u> <u>高齢者や家族が課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、包括的及び継続的支援を行うため、介護支</u></p>	<p><u>加など、積極的にアウトリーチを行い、地域の関係者等との連携強化と支援を必要とする高齢者のニーズ把握に努める。</u></p> <p>①権利擁護の普及啓発 <u>権利擁護の普及啓発に資する講座等の開催：高齢者虐待防止、成年後見制度、消費者被害防止等の普及啓発を目的とした出前講座や講演会等を実施する。</u></p> <p>②高齢者虐待への対応 <u>「高齢者虐待防止法」に基づき、当該高齢者の状況を把握し、必要に応じて生活支援課とセンターが連携しながら「個別支援会議」を開催し、必要な対応の協議、具体的な支援を進めていく上での情報共有、支援方針、役割分担の共通認識を図り、適切な支援を行う。</u></p> <p>③成年後見制度の活用 <u>認知症や精神上的の障害などで判断能力の低下がみられる方で財産管理や身上監護等の支援が必要な場合、本人やその家族に対して成年後見制度の紹介や情報提供等、申し立ての支援を行う。本人に契約が可能程度の判断能力はあるが、日常生活の金銭や郵便物等の確認が必要な場合、本人やその家族に対して日常生活自立支援事業の紹介や情報提供等を行い、「社会福祉協議会」とも連携し利用の支援を行う。</u></p> <p>④消費者被害の防止 <u>「消費生活センター」と連携し消費者被害の情報把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のために関係機関との連携を図る。</u></p> <p>①介護支援専門員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の介護支援専門員からの相談に対し、適時助言等を行う。 ・自圏域の介護支援専門員を対象とした勉強会の実施。意見交換会や情報提供の場を企画・開催し、制度の理解や専門性の向上を図る。 </p> <p>②「Dカフェ」を通じた多職種とのネットワークの構築</p>
---	--

<p>援専門員への支援や多職種協働によるネットワーク構築を進めていく。</p> <p>4. 介護予防ケアマネジメント事業(介護予防ケアプランの作成等)</p> <p>要支援者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援を包括的かつ効果的に提供されるよう、介護予防ケアプランを作成し必要な支援を行う。</p>	<p>「Dカフェ」を認知症の人と家族支援の場であると認識していただくと共に、介護支援専門員にとっては「学びの場」「多職種連携の場」と捉えていただけるような環境に整備する。</p> <p>①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等：要支援1・2の認定者及び事業対象者のうち、介護予防サービス等の利用を希望する高齢者に、生活機能の状況や課題に即した介護予防ケアプランを作成する。</p> <p>②介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等の一部業務委託：介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等の業務について、センターが指定居宅介護支援事業に一部委託できる。業務を一部委託した場合は、公正中立性を確保し、ニーズに即した適切な自立支援に資するケアマネジメントが行われるよう、介護予防ケアプラン、支援評価、支援経過記録等の確認を行い、委託事業所に対して必要に応じた助言等を行う。</p>
---	--

4 職員研修計画

- ・介護予防支援従事者研修（茨城県）
- ・地域包括支援センター職員等研修（長寿社会開発センター）
- ・その他専門研修（社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員、介護支援専門員）
- ・介護支援専門員更新研修（茨城県介護支援専門員協会）
- ・主任介護支援専門員法定外研修（ひたちなか市地域包括支援センター等）
- ・法人内研修